# 平安貴族の招待状

## ―書状にみる交遊空間―

野田 有紀子

#### はじめに

中国では古来、公的および私的な書状の書式や文章が発達し、六朝時代以降、書状の模範文例集「書儀」が編纂された。こうした書儀は日本にも伝えられ、平安初期までに『大唐書儀』『月儀』といった書儀が将来していたことが『日本国見在書目録』(891年頃編纂)から確認できる。

奈良時代の日本ではこうした中国将来の書儀をさかんに模写・模倣した。たとえば正倉院には聖武天皇の皇后であった光明皇太后(701-760)が臨書した『杜家立成雑書要略』(756年献納)が残されている。本書は唐代初頭7世紀前半に、見舞い・挨拶・勧誘・物品賃貸といった、友人間で往復する書簡の手本として編纂されたものである。なお宮城県多賀城市の市川橋遺跡からも本書冒頭部分を筆写した木簡が出土しており、奈良時代に東北の地方役人の間にも本書が普及していたことが分かる。

そのほか奈良時代の書状例としては、正倉院文書のうちに写経生や下級役人による写経所勤務に関する公的な書状が伝えられており、また『万葉集』には大伴旅人・家持・池主や藤原房前が交わした私的な書状が収載されている。さらに平安初期には空海・最澄・円仁ら入唐僧による書状がまとまって伝わっている。

さて平安中期10世紀になると日本風の書状が盛んに 執筆されるようになった。私的な書状も男女・道俗・ 貴賤かぎらず広く執筆され、とり交わされるようにな る。「三蹟」のひとり小野道風(894-967)の書状から は、当時の下級貴族の具体的な日常生活や交流活動が 垣間見える。

そして11世紀初頭〜半ばになると、日本版「書儀」というべき『高山寺本古往来』および『明衡往来』(『雲州消息』『雲州往来』とも)といった「古往来」が編纂された。このうち『明衡往来』は文人貴族藤原明衡(989?-1066。文章博士・東宮学士・大学頭・出雲守。ほか『本朝文粋』『新猿楽記』がある)によって編まれたといわれ、当時の貴族社会で実際に取り交わされた、さまざまな場面に即した書状文例案140条あまりが収載されている。

さて平安中後期の貴族社会では、作文(漢詩)会・

和歌会、祭や相撲の見物、花見・月見・重陽などの宴、蹴鞠、管絃、逍遥・野遊といった私的交遊の集いが盛んに催されていた。このような集いに先立っては参加者を誘い集めるために"招待状"が執筆され送付されたが、こうした"招待状"は『明衡往来』にも数多く収載されており、それらの文中からは当時の貴族社会におけるさまざまな交遊活動の種類や内容を垣間見ることができる。

本稿ではこうした『明衡往来』収載"招待状"の文面を素材として、まず I (1) で当時の貴族社会の交遊活動の種類をあげ、(2) では交遊空間の具体的な様子を探る例として「食」をとりあげる。そしてIIでは交遊空間において重視された、漢詩・和歌・管絃・蹴鞠などの「能」について、平安貴族社会における意義について考察したいI。

#### I 貴族社会における交遊空間

## (1) 交遊の種類

『明衡往来』書状のうち、平安貴族の交遊活動に関するものは35条ほど収められている(【表】参照)。交遊活動の内容は、漢詩会・和歌会・蹴鞠・小弓会・逍遥・花見・重陽宴・月見宴など多岐にわたっており、当時の貴族社会では年初から年末まで、四季折々の交遊活動が盛んに繰り広げられていたことがうかがえよう。蹴鞠会や稲荷祭見物の様子は、『年中行事絵巻』でも目にすることができる(【図1】【図2】)。

こうした交遊活動への"招待状"は、具体的には以下のような文面となっている。交遊活動の種類・場所・参加者などの情報のほか、第16条〈相撲見物〉では注目すべき相撲人について、第17条〈中秋月見宴〉では主人が儲ける食事について触れる。なお第107条〈円融院花見〉は花見宴の開催を促す内容の書状である。

## 【表】『明衡往来』掲載の「交遊空間」関係書状

条	遊びの内容	差出/宛先	その他の参加(予定)者、企画者ほか
1	年始詩酒之会	左少弁藤原/右馬頭藤原	
2	蹴鞠遊	侍従源/少納言源	新少将・雲上人
4	上巳文会	右衛門権佐藤原/文章博士	頭弁
5	小弓会	左近少将平/右京大夫	頭中将
6	小弓会	左衛門佐高階/侍従藤原	右大将・源少納言・新中将・四位少将・藤少納言・源武衛・藤李部・権左中弁・右馬頭・源侍従・式部大夫・左金吾・校尉・前江州・頭中将
10	稲荷祭見物(報告)	参議伴/大蔵卿	藤亜将・源拾遺
11	賀茂祭見物 (報告)	侍従源/左馬頭藤原	藤李部
13	栢梁殿にて納涼	少納言源/左衛門権佐	
14	七夕文会	左近衛権少将/木工頭源	藤翰林・江李部・李部少卿・大内史・菅茂才
15	中秋月見宴	左衛門督/兵部卿平	左金吾・藤少将
16	相撲見物	左近中将藤原/左中将	
17	中秋月見宴	兵庫頭/兵衛佐源	詩客・伶人
18	重陽宴	右大弁/文章博士藤原	詩人
19	初冬郊外逍遥	左中将源/権右中弁藤原	兵部大輔
38	庚申夜歌会 (報告)	右中弁源/源少納言	右衛門佐・但馬黒河・蔵人弁
39	小野辺逍遥	中務大輔/前備後守	藤亜将
40	嵯峨野山荘にて遊	民部少輔/右中弁藤原	好士
46	上巳宴	右少弁平/左馬頭源	
48	三月尽詩会	右近少将藤原/宮内卿源	
49	郊外連句会	左近少将/頭中将	文士・前丹州
51	納涼	内蔵頭/刑部大輔平	
61	花水宴	左少弁藤原/中宮大進	
62	江口遊	右京大夫藤原/少納言源	
86	貫首亭歌会 (着想文辞依頼)	右兵衛佐/治部大輔	貫主(蔵人頭)
87	法輪寺歌会	大蔵少輔/兵庫頭殿	歌仙人々
104	小六条遊・蹴鞠 (報告)	侍従藤原/権右中弁	藤金吾
105	雲林院花見	少納言/四位少将	藤拾遺
106	長秋宮小弓会 (弓貸与)	左近中将/権右中弁	月卿・雲客
107	円融院花見	右兵衛督/中宮亮	風月之客五六許輩・管絃之人一両
108	尚歯会賦詩・聴経	前権中納言/按察中納言	鮐背鶴髮之客四五輩
110	野遊歌会 (招かれず)	左近衛中将/右衛門督	
111	紫野見物	左近衛少将/春宮大夫	藤兵衛佐・源侍従
113	右近馬場歌会(報告)	左兵衛督/修理大夫	雲客両三
117	中秋管絃	前但馬守/源右馬助	
別2	子日遊	刑部大輔/藤侍従	蔵人少納言

(内容・条数は『日本教科書大系』によった)



【図1】『年中行事絵巻』巻3・蹴鞠

#### 【第16条〈相撲見物〉往状】

明日可-光臨-事

八月十一日 左近中将藤原

謹上 左中将殿

(私が面倒を見ております相撲人を、あなたもぜひ おいでになってご覧ください。とくに奥州出身の 名取勝村は体も大きく、力もたいへん強く、必見 です)

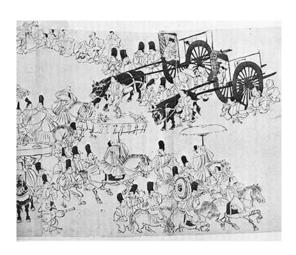
#### 【第17条〈中秋月見宴〉往状】

明月之得 $_{
ho}$ 名者、八月十五夜也。雖 $_{
ho}$ 得 $_{
ho}$ 其名 $_{
ho}$ 、得下又希有也。今夜銀漢卷 $_{
ho}$ 翳、金波鋪 $_{
ho}$ 影、可 $_{
ho}$ 謂  $_{
ho}$ 千載一遇 $_{
ho}$ 數。(中略) 詩客四五人、伶人両三輩、不 $_{
ho}$ 期而来会。是皆当世之好士也。只依 $_{
ho}$ 遅 $_{
ho}$ 等下之光临 $_{
ho}$ 、予空 $_{
ho}$ 座右 $_{
ho}$ 耳。抑恩慶之甚也。忝廻 $_{
ho}$ 花軒 $_{
ho}$ 、素懐可 $_{
ho}$ 足。<u>下若酒・上林菓、聊以儲 $_{
ho}$ 之。</u>乞莫 $_{
ho}$ 嫌 $_{
ho}$ 下分 $_{
ho}$ 。謹言

八月十五日 兵庫頭

謹上 源兵衛佐殿

(八月十五夜の名月がすばらしい今夜、詩人・楽人 たちが突然、我が家を来訪しました。どうかあな たも我が家にお越しください。上等の酒と美味し い果物をご用意しております)



【図2】『年中行事絵巻』巻12·稲荷祭

#### 【第107条〈円融院花見〉往状】

案内

去三日、酌=桃花之酒\_之次、人々被 $_{
m L}$ 議云、円融院廻廊之内、春花開敷、尤可=賞翫 $_{
m L}$ 。風月之客五六許輩、可 $_{
m T}$ 令 $_{
m L}$ 相件 $_{
m L}$ 始。管絃之人一両、已有 $_{
m L}$ 雲客中 $_{
m L}$ 。可 $_{
m L}$ 然閑日可 $_{
m L}$ 遊放 $_{
m L}$ 也。下官非 $_{
m L}$ 詩非 $_{
m L}$ 歌、難 $_{
m L}$ 応 $_{
m S}$ 招 $_{
m L}$ 。然而外戚已為 $_{
m L}$ 儒家 $_{
m L}$ 、盍 $_{
m L}$ 三一绝 $_{
m L}$ 。幸無 $_{
m L}$ 駅、 $_{
m L}$ 以, $_{
m L}$ 是。諸事不宣謹言三月日

中宮亮殿

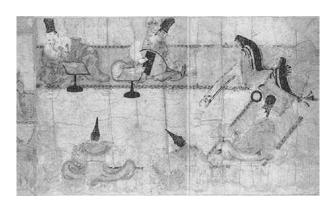
(円融院廻廊での花見を企画してください。私もお 招きに預かれば、漢詩一首ぐらい詠んでみますの で)

#### (2) 「食」への言及

上にあげた第17条〈中秋月見宴〉には酒と果物について触れられているが、今も昔も交遊の場には「食」が付きものであった。

たとえば【図3】『餓鬼草紙』第1段〈欲色餓鬼〉は、平安末期に貴族邸の宴会で催馬楽の遊びをする場面であるが、貴族の座前に置かれた高杯上には肴が載せられ、また床の折敷上には酒を入れた銚子と盃が見える。

『明衡往来』では第17条〈中秋月見宴〉以外にも、交遊活動への"招待状"ではしばしば「食」について触れている。たとえば第15条〈中秋月見宴〉は左衛門督が兵部卿を遍昭寺での月見宴に誘う書状であるが、往状によれば左金吾が「少饌」を用意し、左衛門督も「梨棗」を少し持参することなっており、それに対し兵部卿も返状で「旨酒一樽、景物少々」を持っていくと伝えている。



【図3】『餓鬼草紙』第1段·欲色餓鬼

## 【第15条〈中秋月見宴〉往状】

八月十日

左衛門督

## 兵部卿殿

(八月十五夜に遍昭寺で月見宴を開催します。左金吾がちょっとした食事を用意するそうです。私も梨や棗などを少し持参します。それぞれ琵琶や笛などの楽器を持っていって演奏するつもりです。)

## 【返状】

右久不」申二案内」之間、鬱念尤深之処。幸被」通二順書」、開二蒙霧」仰二青天二耳。抑花春、運二心於吉野山」、月秋、懸二思於遍昭寺」者常事也。而時属二仲秋之夕」、処当二明地之砌」、遊興何可二點止二乎。彼左金吾・藤少将等、歌仙也、伶人也。就」中貴下、才能過」下、好色有」聞、可」謂二席上之珍二歟。無能只下官一人也。而所」募者、勧盃役也。宣酒一樽、景物少々、相具可」令二推参一侍。。乞莫」成二厭却一。謹言

#### 即時

兵部卿平

(ご招待ありがとうございます。皆さんとちがって 私には和歌や管絃の才能がないので、勧盃役でも お務めしましょう。美味しい酒と季節の食べ物を いくらか持参いたします)

## 第13条〈栢梁殿避暑〉

「旨酒一樽可\_相具\_侍。嘉肴一種令\_随身\_給耳」 第17条〈中秋月見宴〉

「下若酒・上林菓(美酒と珍しい果物)、聊以儲<sub>レ</sub>之」 第18条〈重陽宴詩会〉

「詩人一両輩、美酒一樽、 $令_{-}$ 相具 $_{-}$ 給者、最可 $_{\nu}$  佳々々|

「緑醑 (美酒) 二瓶・盧橘 (金柑) 一櫃、随<sub>レ</sub>仰進上」 第49条〈郊外詩会〉

「盧橘少々、令\_具給\_耳。(中略) 旨酒・嘉肴、前 丹州可」送之由、有\_消息\_也」

「盧橘之珍、下若之酒、可\_随身\_侍」

## 第51条〈納涼〉

「三雅之酒、所」不」堪也」「一瓶一肴、可\_随身\_侍」

「酒」や「肴」、また「橘」「梨」「棗」といった果物については、『類聚雑要抄』巻1での諸儀式の食事にも見ることができる。たとえば〈仁和寺競馬行幸〉での天皇の食事のうち、「御酒肴五種」として「干鳥・鮑・海月・蛸・小鳥」とあり、「菓子四坏」として「松・柏・干棗・柘榴」が挙げられている。

ただしこうした公的な色彩の強い宴会や集いでは、 主催者側が客の食事や酒肴をすべて用意するのが通例 であった。これに対しきわめて私的な遊びの場におい ては、上にあげた『明衡往来』第15条などから伺える ように、参加者それぞれが分担を決めて食料を持ち寄 ることも多かった。

実例でも交遊の場に各自酒肴を持参したとする記載が散見する。たとえば寛仁元年(1017)10月、前摂政藤原道長(966-1028)は自らの山荘に公卿を招くにあたり、前日に各邸に使者を遣わし、「餌袋(竹かご)・破子(しきりのある箱)に食料をつめて各自持参するように」と指示しており、当日は公卿が「手筥・破子」

を持参した。

入夜前摂政殿使能通朝臣、「明旦可」向-桂山庄-、 若来会乎。但可レ随二身餌袋・破子-者」

(『小右記』 寛仁元年 (1017) 10月11日)

(『御堂関白記』同月12日)

行\_桂家\_。 摂政・中宮大夫・右大将・按察大納言・ 源大納言・左大将・左衛門督・中宮権大夫・ 新中納言・二位宰相・右兵衛督等同道。或随二身 手筥・破子等」、是以レ無レ儲レ家、昨日相定具レ之。

また大納言の藤原実資(957-1046)は、養子の藤原 資平 (986-1068) が殿上人仲間と桂山へ花見に向うに 際して、「手筥・破子」に食料をつめて持参しようと したのに対し、「それではつまらないから珍菓(珍し い果物)を餌袋(竹かご)に入れていくのがよいだろ う と、気の利いたアドバイスを与えている。

蔵人頭資平云、「有-摂政気色」、雲上侍臣明日可レ 見-山花-。(中略) 各提-餌袋・破子-。資平可レ随 <u>ニ」身手筥・破子</u>。」余云、「太凡。<u>納ニ珍菓於餌袋</u>-可∠宜。」仍変\_初儀→、可∠随二身菓子→者。

(『小右記』長和5年(1016)3月4日)

## Ⅱ 交遊空間における社会的関係と「能」

## (1) 招待状における「能」への言及

『明衡往来』所載"招待状"のうち、とくに漢詩・ 和歌・蹴鞠・管絃・小弓といった「能」が要求される イベントが予定されている場合は、書状中に参加者の 「能」について触れられている。たとえば第2条〈蹴 鞠遊〉往状は、侍従源が少納言に充てて、蹴鞠会に自 分も推薦してほしいと頼む書状であるが、侍従源は自 らについて「雖」無二蹴鞠之能」」と謙遜する。また第 14条〈七夕文会〉では、左近衛権少将から七夕文会へ の招きを受けた木工頭が返状で「就」中先約之人々、 詩歌之棟梁、管絃之上手也。難」進二其筵一者、只下官 一人也」(他の参加者は漢詩・和歌・管絃の実力者で、 才能がないのは私だけです)と謙っている。ほかにも 第4条〈上巳文会〉以下の書状で、漢詩・和歌・管絃・ 弓などの「能」について言及されている。

## 【第2条〈蹴鞠遊〉往状】

上政

右久不\_参謁\_。従\_公務\_之間、無\_寸暇\_之故也。 欝憤之腸、一時九廻。昨日新少将相談云、「明後 日雲上人々、已尋\_花林之下\_、可レ成\_蹴鞠之興\_ 云々。若有-誘引\_者、可-相随\_也。汝如何一者。 答以下無二此告一之由上。 貴下定在二議中一歟。 某誠雖 レ無=蹴鞠之能-、何不レ参=勧酒之役-。仰又追従之 甚也。殊加\_推挙之詞\_。恐々謹言

二月廿九日

侍従源

少納言殿

(あさって蹴鞠会が開かれるとお聞きしました。あ なたも参加者のおひとりだと思います。 私には蹴 鞠の才はありませんが、勧酒役でも務めますので、 どうか自分を参加者として推薦してください)

## 【第14条〈七夕文会〉往状】

初秋七夕牛女相会之候也。仍排\_茅戸\_可レ招\_一 両輩之好士」。藤翰林・江李部等、先日有レ約。 李部少卿・大内史・菅茂才、可\_来会\_之由、送\_ 書状\_耳、青鳥未レ帰、丹心鬱々。若無\_殊御障\_者、 可\_柱\_花轅\_。只是連句許也。南軒之泉、北窓之風、 纔為-来賓之儲-。某謹言

七月 日 左近衛権少将

木工頭殿

(七夕の夜に我が家で宴を催します。これこれの 方々をお招きしていますので、あなたも是非おい でください)

## 【返状】

右今日者、二星適相会之期、三秋即到来之初也。 且令-賞翫\_、且可-遊興\_歟。就レ中先約之人々、 詩歌之棟梁、管絃之上手也。難,進,其筵,者、只 下官一人也。而有=飛泉・涼風之儲-云々。忘=万 事\_、可」令-推参\_侍。不具謹言

七月七日 木工頭源

左近衛権少将殿

(先約の皆さんは漢詩や和歌や管絃が巧みな方々ば かりで、私などはご一緒するのも憚られますが、 推参つかまつりましょう)

#### 第4条〈上巳文会〉

「雖」非一七歩之才」、聊学一六義之詞」」

#### 第5条〈小弓会〉

「下僕雖」居-虎賁之職-、拙-猿臂之射-」

#### 第6条〈小弓会〉

「百発百中之芸」「十中之能」

#### 第15条〈中秋月見宴〉

「歌仙也、伶人也」

## 第106条〈小弓会〉

「百中之能」

#### 第107条〈円融院花見〉

「下官非」詩非」歌、難」応ニ嘉招-」

## 第111条〈紫野見物〉

「或慕-柿本之風」、或慣-花山之様」」

#### (2)「能」による社会的関係の構築

さて『明衡往来』収載の"招待状"では、交遊空間に集う人々は公卿・殿上人といったほぼ同程度の身分範囲である場合が大半であった(【表】)。そのほか古記録・歌集・物語等においても、程度の身分や、同じ職場・職業の仲間同士が集うことが一般的であったことがうかがえる。

ただし(1)で見たような、漢詩・和歌・管絃といった「能」を要求する集いには、公卿や殿上人に交じって、「菅茂才」(菅原氏の文章得業生、第14条〈七夕文会〉)など、地位は低いものの、その道に優れた専門家が名を連ねることが多く、幅広い階層の者が集う場となっている。

作文(漢詩)は当時の卿相にとって必須教養であり、 左大臣藤原道長(966-1028)も自邸でさかんに作文会 を行っているが、出席したのは「属文人々」「文人」 と呼ばれる、漢詩に通じた人々であった。このなかに は公卿・殿上人にまじって、身分の低い文章生・学生 の姿も見える。

「伝聞、於\_左僕射第\_、<u>上下属文人々多以会合</u>、有 \_作文興\_」

(『小右記』長徳3年(997)9月2日) 「於\_左府\_有\_作文\_、<u>属文卿相以下文人</u>多会云々」 (『小右記』寛弘2年(1005)3月29日) 「<u>召\_文章生・学生等\_、任\_属文\_者十一人召、</u>令\_ 作文\_、上達部・故人絶句」

(『御堂関白記』寛弘4年(1007)3月29日)

また長元6年(1033) 10月、道長の四女である中宮藤原威子(1000-1036)は、娘の馨子内親王(1029-1093)の住まう斎院御所に行啓したが、そこで催された遊びには、漢詩・和歌・管絃に通じている者は、「下﨟(身分が低い者)」であっても召されたという。

今年も十月に斎院に行啓あり。このたびは五六日 ばかりおはします。十月二十余日庚申なるに、上 達部、殿上人参り、遊びの方の人も、文の道の人々 も召し集め、残るなく参りて、歌詠み、遊びなど あり。下﨟もその道の人は交りたり。

(『栄花物語』巻31・殿上の花見)

そして身分が低い者だけでなく、公卿や殿上人といった身分の高い者の場合も、多才な能がある者はそれだけ多種多様の交遊活動に参加する機会が生まれた。たとえば長保5年(1003)5月の藤原道長宇治行には、公卿・殿上人・諸大夫が供奉したが、彼らは全員、漢詩・和歌・管絃の道に秀でた者であったという。

(『権記』長保5年(1003)5月27日)

以上のように、作文・和歌・蹴鞠・管絃といった、参加者に「能」が要求される交遊活動では、参加者には優れた「能」を有する者が優先される場合が少なくなかった。言い換えるならば平安貴族社会では、「能」があれば同じ職場・職業・身分といった従来の貴族社会的範疇を超えた新しい関係を結び、維持することも可能だったのである。

## (3) 貴族社会を生き抜く武器としての「能」

貴族社会における「家格」が定まりつつあった平安 後期(院政期、12世紀後半~)になると、「能」は貴 族社会を生き抜くための有力な武器のひとつとなっ た。

摂関期 (~12世紀後半) にも諸芸優れた者が蔵人所に伺候し、摂関家や公卿家にも文武の諸芸によって奉仕する家人クラスの者が存在した。さらに院政期 (12世紀後半~) になると、院 (上皇) 御所の北面にさまざまな芸能に秀でた者が多数伺候するようになる<sup>2</sup>。

鳥羽院 (1103-1156) 北 面 ——西行 (1118-1190、歌人) 後白河院 (1127-1192) 下北面

---鴨長明(1155-1216、『方丈記』)

北 面

後鳥羽院 (1180-1239) 北 面――蹴鞠の名手

こうした各種芸能に優れた者は、高位の貴族邸にも日常的に伺候していた。たとえば花園左大臣源有仁(後三条天皇皇孫、1103-1147)の邸宅には、伊賀大夫・六条大夫など「百大夫」と称される、身分は低いながらも管絃・和歌・漢詩に優れた者たちが、朝夕主人の身近に仕え、主人の遊びに加わっていたという。

上の御兄弟たちの君達、若殿上人ども、絶えず参りつつ、遊び合はれたるはさる事にて、<u>百大夫と</u>世にはつけて、影法師などの朝夕なれ仕うまつるが、弾き物、吹き物せぬは少くて、外より参らねど、内の人々にて、御み遊び絶ゆる事なく、伊賀大夫、六条大夫などいふ優れたる人どもあり、歌詠みも詩作りも、かやうの人ども数知らず、越後の乳母・小大進などいひて、名高き女歌詠み、家の女房にてあるに、(中略)月明き夜などは、車にて御随身一人二人ばかり、何大夫などといふ人ども、代る代る徒歩より歩み、御車に参り代りつつ、古き宮ばら、あるは色好むところどころに渡り給ひつつ、人々にうちまぎれて遊び給ふに、琵琶・笙の笛などは、人も聞き知りなむとて、琴弾き、笛吹きなどぞし給ひける。

(『今鏡』巻8・みこたち・花のあるじ~伏し柴)

また右大臣藤原兼実(1149-1207)の邸宅でも、自邸での私的な和歌会や蹴鞠会に、「常祗候男」(兼実邸に日常的に仕えていた家人)が召し加えられている。

「今日密々有」和歌」、季経朝臣已下、常祗候男共 六七許輩」 (『玉葉』安元元年(1175)9月29日) 「密々有」和歌」、又有」当座」、清輔・季経已下、 常祗候之輩六七許輩也」 (同年11月5日) 「未刻前民部大輔憲雅朝臣来、呼」前交」語。常祗候 <u>男共</u>、両三相共有<sub>二</sub>連歌之興\_」(同2年4月4日) 「及」晚窃有-和歌事-。憲雅·隆信両朝臣已下、常 祗候男共又両三」 「今日密々有-和歌事-、清輔・頼政朝臣等已下、并 常祗候之輩、会者十余人」 (同月23日) 「季経・頼政・盛方・資隆、又常祗候男共会合、百 首和歌初度披講 (治承2年(1178)3月20日) 「今日、殿上人五六輩参入、於-南庭-懸-蹴鞠」。 忠季朝臣已下五六人、其外又常祗候男共両三所=召 加\_也| (建久2年(1191)4月4日)

なお以上のような者たちは、和歌や蹴鞠といった「遊び」に召し加えられただけではない。源有仁邸「百大夫」は日常的に邸内外で主人に付き従っており、藤原兼実邸「常祗候男」も仏事や儀式に供奉している。院御所に伺候した芸能に優れた者たちも、決してそうした才能のみで採用されたのではなく、また仕えてからも政治的・経済的、人的・物的にさまざまな奉仕を行っていた3。

すなわち院政期には、上皇、源有仁、藤原兼家といった、芸能にとくに造詣が深い有力皇族・貴族のもとに、日常的にさまざまな奉仕を行いながら、主人の交遊活動にも召し加われるほど作文・和歌・管絃・蹴鞠などの「能」のある者が寄せ集められていた。もしくはそうした主人に勤仕したことをきっかけとして、諸芸の鍛錬に励んだのであろう。

「能」が要求される交遊活動には、地位は低いながらもその道に優れた専門家も召し加えられ、高位者と同席できた。身分の高い公卿・殿上人の場合も、多才な「能」があればそれだけ多種多様の交遊活動に参加する機会が生まれた。さらに、身分の低い者は「能」によって有力皇族・貴族に仕えるきっかけを作ることもでき、また仕えて以後も主人と同じ交遊空間に召し加えられることにより、主人との関係をより親しいものにできた。

以上のように平安貴族社会においては、「能」によって従来の社会的範疇を超えた新たな関係を結び、維持することが可能であった。「能」は、家格が定まりつつあった院政期にはとくに、身分の上下を問わず貴族社会で生き抜くための有力な武器となったのである。

#### おわりに

本発表では、平安貴族の"招待状"を素材として、Iでは平安中後期の貴族社会で繰り広げられた交遊活動の種類と「食」について、IIでは貴族社会における「能」の意義を考察した。

ただし交遊空間全体の特徴の解明のためには、「食」 以外のもてなしの様子や、参加者以外に交遊空間を支 える人々の動き、女性の参加する交遊空間についてな ども検討すべきであろう。これらについては今後の課 題としたい。

## 註

1. 本発表は拙稿「平安貴族の招待状―古往来にみる交遊

空間と「能」一」(お茶の水女子大学人間創成科学研究 科『人文科学研究』第3号、2009年3月刊行)を改編し たものである。

- 2. 秋山喜代子「西面と武芸」(同『中世公家社会の空間と芸能』、山川出版社、2003年)、中村文「平安末期地下官人の和歌の〈場〉一後白河院の周辺を中心に一」(『明月記研究』1、1996年)。
- 3. 米谷豊之祐「後白河院北面下臈―院の行動力を支える もの―」(同『院政期軍事・警察史拾遺』、近代文藝社、 1993年。初発表は1976年)。

[付記] 本稿は、平成19年度文部科学省科学研究費補助金 若手研究(B)による研究成果の一部である。

のだ ゆきこ/お茶の水女子大学リサーチフェロー